

保護者の皆様へ

大阪市教育委員会

学校給食費の取扱いについて

学校給食の実施にあたりまして、平素からご協力いただきありがとうございます。
令和7年度からの学校給食費の取扱いについて、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 学校給食費について

児童生徒の学校給食費については、全員全額無償となります。

なお、経済的理由などによって生活保護を受けている方、就学援助を受けている方は、直接には無償化措置の対象とせず、それぞれの制度から学校給食費が支給されます。従いまして、これらの方については、学校給食費額決定通知書をお配りするものの、学校給食費の徴収にあたっては、それぞれの制度所管より教育委員会において徴収するため、保護者の方から直接、学校給食費を徴収することはありません。

2 学校給食費の単価について

区分	1食あたり単価
小学校及び義務教育学校の第1学年及び第2学年の児童	287円
小学校及び義務教育学校の第3学年及び第4学年の児童	290円
小学校及び義務教育学校の第5学年及び第6学年の児童	293円
中学校の生徒並びに義務教育学校の第7学年、第8学年及び第9学年の生徒	350円